



令和3年12月21日
住宅局建築指導課

指定確認検査機関等の処分について

令和3年12月21日付けで、国土交通大臣から指定確認検査機関に対し、建築基準法（以下「法」という。）第77条の30第1項に基づく監督命令を行いました。

また、同日付けで、関東地方整備局長及び中部地方整備局長から上記の指定確認検査機関の処分に関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）に対し、同法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。
詳細は別紙をご覧ください。

※指定確認検査機関

建築基準法の規定に基づき、建築確認・検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

（問い合わせ先）

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築安全調査室 小川、鈴木
電話：03-5253-8111（39540、39565）、03-5253-8933（直通）
FAX：03-5253-1630

1. ビューローベリタスジャパン株式会社（国土交通大臣指定第 13 号）

【処分内容】

監督命令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該事案が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃すという不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 4 年 1 月 17 日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

東京都内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事していた確認検査員が、過失により、以下のことを見逃し、指定確認検査機関として法に適合しない建築計画に対し確認済証を交付した。

- ・ 法第 58 条の規定に適合しないこと（東京都市計画高度地区で指定された最低限度の高さに建築物の高さが適合していなかった）

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 高木 誠（登録番号：第 3001138 号）

処分日 令和 3 年 12 月 21 日

処分権者 関東地方整備局長

処分内容 業務禁止 2 月（令和 4 年 1 月 18 日から令和 4 年 3 月 17 日まで）

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

2. 日本確認センター株式会社（国土交通大臣指定第 29 号）

【処分内容】

監督命令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善及び審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 4 年 1 月 17 日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

京都府内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事していた確認検査員が、過失により、法第 93 条第 1 項の規定に基づく消防署長の同意を得ない確認済証を指定確認検査機関として交付した。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 太田 孝平（登録番号:第 3818 号）

処分日 令和3年 12 月 21 日

処分権者 関東地方整備局長

処分内容 業務禁止 1 月（令和4年 1 月 18 日から令和4年 2 月 17 日まで）

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

3. 株式会社確認サービス（国土交通大臣指定第 20 号）

【処分内容】

監督命令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該事案が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃ごすという不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 4 年 1 月 17 日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

静岡県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事していた確認検査員が、過失により、以下のことを見逃ごし、指定確認検査機関として法に適合しない建築計画に対し確認済証を交付した。

- ・法第 44 条第 1 項の規定に適合しないこと（法第 42 条第 1 項第 5 号で規定する特定行政庁からその位置の指定を受けた道路に建築物が建築される計画のため、これに適合しないこと）

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 疋田 晃三（登録番号:第 5054 号）

処分日 令和3年 12 月 21 日

処分権者 中部地方整備局長

処分内容 業務禁止 10 日（令和4年 1 月 18 日から令和4年 1 月 27 日まで）

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。